

平成24年度税制改正大綱(生活衛生関係営業関連項目抜粋)

第1章 基本的な考え方(略)

第2章 平成24年度における主な取り組み

3. 法人課税

歴史的な水準の円高等を背景に産業空洞化が懸念される中、国内での企業活動を活性化させ、雇用の維持・拡充を図っていくこと、また、東日本大震災からの復興を着実に達成し、これを我が国全体の経済成長につなげていくことが重要な課題となっています。法人税については、こうした観点から、以下の措置を講じることとします。

(1) 企業活動の下支え・活性化

厳しい事業環境の中、我が国における研究開発投資を促進し、経済の下支えを図る観点から、平成23年度末で期限切れを迎える研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を延長します。

さらに、来夏から導入される再生可能エネルギーの全量買取制度を効果的なものとし、再生可能エネルギー投資を促進する観点から、平成23年度税制改正で創設した環境関連投資促進税制を拡充し、太陽光パネルや風力発電設備に係る即時償却制度を創設します。加えて、資源の安定確保を図るため、海外投資等損失準備金制度を延長します。

また、我が国の雇用の大半を支えているのは中小企業であり、中小企業の支援は重要な課題です。このため、中小企業投資促進税制の拡充を図るなどの措置を講じます。

(2) 復興の支援

復興支援については、これまで震災税特法1第1弾及び第2弾において、復興特別区域制度に係る新規立地新設企業を5年間無税とする措置など、大胆な措置を講じることとしました。

他方、原子力発電所の事故については、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性を持っています。政府は原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するため、福島復興再生特別措置法案(仮称)を策定することとしております。これに伴い、復興特区税制について、福島県に設置される復興産業集積区域に係る特例を設けるとともに、避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための措置を講じます。

また、二重ローン問題を解決するために設置される東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構の被災事業者支援スキームが円滑に行われるよう必要な税制上の措置を講じます。

東日本大震災からの復興については、中長期的な視野を持って取り組む必要があります。このため、福島県における原子力災害を含め、東日本大震災からの復旧・復興状況を踏まえつつ、今後とも、税制上の支援について検討を行います。

第3章 平成24年度税制改正

1. 個人所得課税（略）

2. 資産課税

(3) その他の租税特別措置等

[国税]

(廃止・縮減等)

- ④ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次のとおり見直した上、その適用期限を2年延長します。

イ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000分の5(現行1,000分の3.5)

ロ 分割による法人の設立等の場合における次の登記

(イ) 不動産の所有権の移転登記 1,000分の4(現行1,000分の2)

(ロ) 船舶の所有権の移転登記 1,000分の23(現行1,000分の12)

[地方税]

(廃止・縮減等)

〈固定資産税・都市計画税〉

- ⑪ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年(ハにあっては3年)延長します。

イ 対象から土壤汚染対策法に規定する特定有害物質による汚染を除去するための施設を除外します。

ロ 指定物質の排出抑制施設については、対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加した上、課税標準を価格の2分の1(現行3分の1)とします。

ハ 下水道除害施設については、価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とします。

(イ) 大臣配分資産又は知事配分資産 4分の3

(ロ) その他の資産 4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

〈不動産取得税〉

- ⑫ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って譲渡される不動産に係る不動産取得税の減額措置を廃止します。なお、平成24年3月31日までに中小企業承継事業再生計画の認定を受けた者等については、所要の経過措置を講じます。

(4) その他

[地方税]

- ① 観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、

家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成 27 年度の評価替えにおいて対応します。

3. 法人課税

(1) 研究開発税制

[国税]

(延長)

- ① 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を 2 年延長します（所得税についても同様とします。）。

[地方税]

(延長)

- ① 中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を 2 年延長します。

(2) 環境関連投資促進税制

[国税]

(拡充等)

- ① 環境関連投資促進税制について、対象資産のうち太陽光発電設備及び風力発電設備を電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定設備で一定の規模以上のものに限定した上、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に当該設備の取得等をし、その事業の用に供した場合には、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとします（所得税についても同様とします。）。

(3) 中小企業税制

[国税]

(延長・拡充等)

- ① 中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長します（所得税についても同様とします。）。
- ② 交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を 2 年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を 2 年延長します。
- ③ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を 2 年延長します（所得税についても同様とします。）。

(4) 復興支援措置

[国税]

(新設)

- ① 原子力災害からの復興支援
東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます（所得税についても同様と

します。)

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、特定地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における措置について、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画も同様に、これに基づき適用することができることとします。この場合における次の(イ)の措置については、平成 28 年 3 月 31 日まで即時償却ができることとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度
- (ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

ロ 避難解除区域に係る措置

- (イ) 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の創設

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後 5 年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の 25%）の特別償却とその取得価額の 15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は当期の法人税額の 20%とし、控除限度超過額は 4 年間の繰越しができることとします。

（注 1）被災事業者とは、平成 23 年 3 月 11 日において避難対象区域内に事業所を有していた事業者をいいます。

（注 2）避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域をいいます。

（注 3）福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日前に避難対象区域の設定を解除された地域については、福島復興再生特別措置法（仮称）の施行の日から同日以後 5 年を経過する日までの間の措置とします。

（注 4）建物等には、社宅等の用に供するものを含みます。

- (ロ) 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の創設

事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後 3 年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難

対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができることとします。ただし、この制度における控除税額の上限は、当期の法人税額の20%とします。

なお、上記(イ)の制度、雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この制度は適用できません。

（注）被災雇用者等とは、次の者をいいます。

- ①平成23年3月11日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者
- ②平成23年3月1日時点において避難対象区域内に居住していた者

② 二重ローン対策

イ 貸倒引当金制度について、その適用を受けることができる法人に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を追加します。

ロ 東日本大震災により被害を受けた法人が、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構又は産業復興機構から当該法人に対する債権につき債務の免除を受けた場合には、期限切れ欠損金の損金算入をできることとします。

〔地方税〕

（新設）

① 原子力災害からの復興支援

東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、福島復興再生特別措置法（仮称）の制定を前提に、次の措置を講じます。

イ 福島県全域に係る措置

福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により福島県の全ての地方公共団体が東日本大震災復興特別区域法の課税の特例を含む復興推進計画を作成することができる特定地方公共団体の対象となることに伴い、福島県の地方公共団体が作成した認定復興推進計画に基づき適用することができることとされる次の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律における法人税の措置を法人住民税及び法人事業税に適用します。この場合における次の(ハ)の措置のうち開発研究用資産の減価償却費を特別試験研究費として取り扱う措置については中小企業者等に適用することとします。

- (イ) 復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（平成28年3月31日まで即時償却ができることとします。）
- (ロ) 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度
- (ハ) 復興産業集積区域において開発研究用資産を取得した場合の特別償却制度等
- (ニ) 再投資等準備金制度
- (ホ) 再投資設備等を取得した場合の特別償却制度

ロ 避難解除区域に係る措置

- (イ) 福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後5年を経過する日までの間に、機械装置、建物等及び構築物の取得等をして、これをその避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却又は税額控除を法人住民税及び法人事業税に適用します。
- (ロ) 事業者が、避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島復興再生特別措置法（仮称）の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間（以下「適用期間」といいます。）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの20%の税額控除ができる法人税の措置を法人住民税に適用します。

(5) その他の租税特別措置等

〔国税〕

(廃止・縮減等)

- ① 公害防止用設備の特別償却制度について、対象資産からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を除外した上、その適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。

(延長・拡充等)

- ① 共同利用施設の特別償却制度の適用期限を1年延長します。
- ⑦ 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長します。（再掲）

4. 消費課税（略）

5. 国際課税（略）

6. 関税（略）

7. 検討事項（略）

〔地方税〕

- (2) 固定資産税については、住民や企業などの負担感に配慮するとともに、地方財政の根幹をなす税目であることや、いわゆるバブル期から現在までの地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、その間に実施された土地評価方法の変更や負担軽減措置等の制度改正の点検を行い、平成27年度の評価替えまでに、公平性、合理性、妥当性等の観点から総合的な検討を行います。また、不動産取得税についても、同様の検討を行います。